

くらしの手続き 届出と証明

戸籍関係 問合せ先／本庁 市民課 各支所 健康福祉課

こんなとき	種類	届出期間	届出に必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 出生届書（出生証明書） 届出人の印鑑 母子健康手帳
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届書（死亡診断書） 届出人の印鑑
結婚したとき	婚姻届	期限はありません。 （届出により法律上の効力が発生します）	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻届書 戸籍謄本（本籍が市外の方のみ） 夫と妻の印鑑（旧姓のもの） 父母の同意書（未成年の場合） 本人確認書類（運転免許証など）
離婚したとき	離婚届（協議）	期限はありません。 （届出により法律上の効力が発生します）	<ul style="list-style-type: none"> 離婚届書 戸籍謄本（本籍が市外の方のみ） 届出人の印鑑 本人確認書類（運転免許証など）
	離婚届（裁判）	審判または判決が確定した日から10日以内。調停成立、和解成立、請求の認諾が成立した日から10日以内。	上記のものにあわせて、調停調書の謄本、審判書の謄本、和解調停の謄本、認諾調書の謄本または判決書の謄本および確定証明書のいずれか。

※上記のほかに入籍届、転籍届、分籍届、養子縁組（離縁）届、氏・名変更届などがあります。

※持参していただく書類などは、個人によって異なる場合があります。

※手続きや届出をしていただく際、関係して該当している制度の手続きも必要となります。
該当する制度のページをご参照ください。

転出入関係 手続き先・問合せ先／本庁 市民課 各支所 健康福祉課

こんなとき	種類	届出期間	届出に必要なもの
他の市町村から市内に引っ越してきたとき	転入届	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書 届出人の印鑑
他の市町村へ引っ越しするとき	転出届	転出の日までに （おおむね14日以内）	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 返還していただくもの（該当者のみ） 住民基本台帳カード 印鑑登録証
市内で引っ越したとき	転居届	転居した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑、住基カード
世帯主が変わったとき、世帯を分けたり、一緒にしたとき	世帯変更届	変更があった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑

※同一世帯でない場合は、委任状が必要です。

※持参していただく書類などは、個人により異なる場合があります。

※本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

※手続きや届出をしていただく際、関係して該当している制度の手続きも必要となります。
該当する制度のページをご参照ください。

印鑑登録関係

手続き先・問合せ先／本庁 市民課

各支所 健康福祉課

こんなとき	届出人	届出に必要なもの
印鑑を登録するとき	本人が届出をするとき (運転免許証など官公署の発行した写真付の証明書がある場合は即日発行)	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 (ゴム印、印鑑のふちが欠けているものや同一世帯で同じ印鑑の登録はできません) 身分証明書 (運転免許証または官公署の発行した写真付証明書)
	代理人が届出をするとき (日数がかかります)	<ul style="list-style-type: none"> 委任状 (登録する印鑑を押印したもの) 登録する印鑑 ・ 代理人の印鑑 代理人の身分証明書
印鑑登録証明書の交付を受けるとき	本人または代理人	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証 (印鑑登録証がない場合は証明書の交付はできません) 代理人の身分証明書

※印鑑登録をされた方には「印鑑登録証 (カード)」をお渡しします。

※15歳未満の方、成年被後見人は印鑑登録ができません。

※手続きや届出をしていただく際、関係して該当している制度の手続きも必要となります。該当する制度のページをご参照ください。

外国人関係

手続き先・問合せ先／本庁 市民課

各支所 健康福祉課

日本に90日以上滞在する外国人の方は、外国人登録が義務付けられています。原則として16歳以上の本人が届けてください。16歳未満の方は、同一世帯の父母、または同一世帯で16歳以上の方が届けてください。

こんなとき	届出期間	届出に必要なもの
入国してきたとき	入国した日から90日以内	<ul style="list-style-type: none"> 旅券 (パスポート) 写真 (4.5×3.5cm) 2枚 ※16歳未満の方は写真不要
子どもが生まれたとき	生まれた日から60日以内	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書 (出生届を14日以内にご提出ください) 母子健康手帳
死亡したとき	死亡した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録証明書 (死亡届を7日以内にご提出ください)
住所を変更したとき	変更のあった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録証明書
氏名・国籍・職業・勤務先・在留の資格・在留期間を変更したとき	変更のあった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録証明書 旅券 (お持ちの方) 変更を証明するもの
その他登録事項を変更したとき	変更を生じた日後において最初に何らかの申請を行うときまで	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録証明書 変更を証明するもの
登録事項の確認をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> 16歳以上の方は確認の基準日 (外国人登録証明書に記載) から30日以内 16歳未満の方は16歳に達した日から30日以内 	<ul style="list-style-type: none"> 旅券 (お持ちの方) 写真 (4.5×3.5cm) 2枚 外国人登録証明書

※外国人登録は、外国人の方の居住関係と身分を登録する大切なものです。必ず申請をしてください。

※出生、婚姻、死亡などのときには、戸籍の届出もしてください。

※同一世帯の家族以外の方が外国人登録原票記載事項証明書を申請する場合は、本人自筆の委任状が必要です。

※手続きや届出をしていただく際、関係して該当している制度の手続きも必要となります。該当する制度のページをご参照ください。

戸籍・住民票などの証明 手続き先・問合せ先／本庁 市民課 各支所 健康福祉課

種 類	手数料	種 類	手数料
戸籍謄本（全部事項証明書）	450円	住民票記載事項証明	300円
戸籍抄本（個人事項証明書）	450円	住民基本台帳カード	500円
除籍謄本・抄本、原戸籍謄本・抄本	750円	電子証明書	500円
戸籍届出受理証明書	350円	広域交付住民票	300円
戸籍記載事項証明書	350円	外国人登録原票写し	300円
戸籍の附票	300円	外国人登録原票記載事項証明書	300円
身分証明書	300円	印鑑登録証明書（印鑑登録証が必要）	300円
住民票の写し（世帯全員分）	300円	自動車臨時運行許可証	750円
住民票の写し（世帯の一部）		その他の証明	300円

※発行には本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が申請される時、委任状が必要となる場合がありますので、詳しくは、各窓口までお問い合わせください。

※次の郵便局でも住民票の写しや印鑑証明書などを交付しています。交付できる証明書や申請できる方が限られていますので、詳しくは、各窓口までお問い合わせください。

取扱郵便局：園部船阪郵便局、埴生郵便局、神吉郵便局、吉富郵便局、胡麻郵便局、日吉四ツ谷郵便局

公共料金納付窓口 問合せ先／本庁 出納課 各支所 地域総務課

出納課の窓口では、市民税や水道使用料など、南丹市の公共料金を納めていただくことができます。その他、各支所地域総務課の窓口でも、納めていただくことができます。

納付窓口	本庁…出納課、各支所…地域総務課
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
取扱公共料金など	市・府民税、固定・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、幼稚園保育料、すこやか学園保育料、教職員住宅使用料、住宅駐車場使用料、住宅使用料、住宅共益費、保育所保育料、一時保育料、延長保育料、通園バス使用料、上水道使用料、簡易水道使用料、下水道使用料、下水負担金、駐車場利用料、学童保育料

■口座振替をご利用ください

公共料金の納付方法には、安全で便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。口座振替の手続きは、各金融機関に備え付けの口座振替申込書により引き落としをされる金融機関で手続きしてください。

申込方法	あなたの預貯金口座のある取扱金融機関などの窓口で申し込みをしてください。 ≪必要なもの≫ ・申し込み用紙 （市役所本庁、各支所および市内各金融機関などに備え付けてあります） ・預貯金通帳、通帳の届出印
取扱金融機関など	京都銀行、京都信用金庫、京都農業協同組合、京都中央信用金庫、（株）りそな銀行、（株）ゆうちょ銀行、郵便局